○法務省告示第五百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二日

法務大臣　上川　陽子

第二号を次のように改める。

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
コンポー株式会社	神奈川県厚木市上依知字上ノ原三千二十五番地	紙器・段ボール箱製造

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
大海工業株式会社	茨城県鹿嶋市平井千六十番地一	とび
株式会社フジテッキン	栃木県大田原市北野上二千百十六番地	鉄筋施工
有限会社野村工務店	栃木県那須塩原市沓掛三丁目十一番地一	型枠施工
株式会社東和金属	埼玉県川口市大字榛松字南山梨子千五百十四番地	鉄工
サンエイ株式会社	埼玉県新座市片山一丁目十三番四号	表装
株式会社大八創	千葉県市原市八幡北町一丁目七番地二十三	型枠施工
有限会社スターペイント	東京都多摩市落川千二百四十二番地	塗装
有限会社大上空調サービス	神奈川県綾瀬市早川二千百六十一番地八	冷凍空気調和機器施工

○外務省告示第三百三十八号

平成二十七年九月十六日にハルツームで、ハルツーム州郊外保健サービス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハルツーム州郊外保健サービス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十三億二千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年九月三十日まで

4　署名者

日　本　側　伊藤秀樹在スーダン大使

スーダン側　バドルッディーン・マフムード・アッバス財務・経済計画大臣

平成二十七年十月二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百三十九号

平成二十七年九月十六日にニアメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億九千万円

3　署名者

日　本　側　川村裕在ニジェール大使

ニジェール側　カネ・アイシャトゥ・ブラマ外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人大臣

平成二十七年十月二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第四百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

目次第4の28中「溶液」の下に「（イブリツモマブ　チウキセタン用）」を加える。

目次中第4の43を第4の44とし、第4の29から第4の42までを1ずつ繰り下げ、第4の29として次のように加える。

29　塩化インジウム（^{111}In）溶液（ペンテトレオチド用）

第1の33の項中「薬事法第52条第3号」を「法第52条第1項第4号」に改める。

第4の28の項中「塩化インジウム（^{111}In）溶液」の下に「（イブリツモマブ　チウキセタン用）」を加える。

第4中43の項を44の項とし、29の項から42の項までを1項ずつ繰り下げ、28の項の次に次のように加える。

29　塩化インジウム（^{111}In）溶液（ペンテトレオチド用）

本品は、ペンテトレオチドを放射性核種で標識するための水溶液で、インジウム111を塩化インジウムの形で含む。

本品は、定量するとき、検定日時において、インジウム111の表示された放射能の90～110%を含む。

製法

本品は、塩化インジウム（^{111}In）を精製した後、注射剤の製法により製する。

性状

本品は、無色澄明の液である。

確認試験

(1)　「塩化インジウム（^{111}In）注射液」の確認試験(1)を準用する。

(2)　純度試験(1)により確認する。

pH

1.5～1.9

純度試験

(1)　放射化学的異物　薄層板をアンモニア水(28)の上方に5秒間置き、次に塩化ナトリウム溶液（9→1000）を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約15cm展開して試験を行うとき、塩化インジウム（^{111}In）のスポット以外の放射能は、薄層上の総放射能の1%以下である。

なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製する。

(2)　異核種　本品について、ガンマ線測定法のGe半導体検出器による測定法の放射能の定量により放射能を測定するとき、検定日時において、インジウム111以外の放射能は総放射能の0.3%未満である。

定量法

「塩化インジウム（^{111}In）注射液」の定量法を準用する。